

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、委託対象設計金額が500万円以上であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額未満の測量等業務を制限付一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(発注業者の選定の区分)

第3条 発注機関は、次の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分（以下「業種」という。）ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の中から、当該業種に応じて発注業者を選定するものとする。

業 種	入札参加資格者名簿
測量業務	測量業務入札参加資格者名簿
建築関係建設コンサルタント業務	建築関係建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿
土木関係建設コンサルタント業務	土木関係建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿
地質調査業務	地質調査業務入札参加資格者名簿
補償関係コンサルタント業務	補償関係コンサルタント業務入札参加資格者名簿

2 複数の業種からなる測量等業務（以下「複合業務」という。）については、委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とするものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる業種についてはそれぞれ同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上のものに限る。）が含まれる複合業務	土木関係建設コンサルタント業務
地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上のものに限る。）が含まれる複合業務（上欄に掲げるものを除く。）	地質調査業務

(入札方法の選定)

第4条 発注機関は、業種ごとに当該業種に係る有資格者の中から制限付一般競争入札に参加を希望する者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成22年3月30日付第200900207123号県土整備部長通知）に基づき発注機関が設置するものをいう。以下「委員会」という。）の承認を得た測量等業務については、前項に定める方法以外の入札の方法又は随意契約の方法により、当該測量等業務の契約を締結することができる。

- (1) 災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると知事が認めた測量等業務
- (2) 業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務

(入札参加条件)

第5条 発注機関は、制限付一般競争入札により測量等業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる入札参加条件を設けるものとする。

(1) 本店の所在地

県内向け制限付一般競争入札の場合は、県内に本店を有する有資格者（準県内業者（県外に本店を有する有資格者で、入札規則別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱いを行うこととした有資格者をいう。以下同じ。）を含む。）であること。

ただし、次のいずれかに該当するものとしてあらかじめ委員会の承認を得たときは、県外に本店を有する有資格者を入札に参加させることができる。

ア 特に難易度の高い業務（別表第1の右欄に掲げる業務をいう。以下同じ。）で、当該測量等業務を適切に処理することができる有資格者で県内に本店を有するものの数が限られる測量等業務であること。

イ 県外に本店を有する有資格者を入札に参加させることにつき特別の理由があること。

(2) 低価格入札者等の条件

次に掲げる者は当該測量等業務の落札者としがない場合があること。

ア 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）に定める成果品重点確認入札者

イ 鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）に定める低価格入札者

ウ 鳥取県の各部局が定めた測量等業務に係る要綱等に規定されたア又はイと同義の入札者

2 発注機関は、次に掲げる事項に留意して入札参加条件を設定することができる。

(1) 建設コンサルタント登録等

業務の難易度・規模に応じて、原則として別表第2により入札参加条件を設けること。

ただし、土木関係建設コンサルタント業務の共同企業体において、当該測量等業務の技術的特性を勘案して支障がないと認められる場合には、代表者以外の構成員の入札参加条件に建設コンサルタント登録部門（業務に該当する登録部門）を設定しないことができる。

(2) 技術者の保有等の要件

県内の事業所等の常勤の技術者（測量等業務について1年以上の実務経験を有する者をいい、測量士の資格を有する者にあつては実務経験が1年未満の場合も含む。以下同じ。）の保有等の入札参加条件を設けるときは別表第4に掲げるとおりとし、その保有等の状況は、技術者状況調査報告（技術者の保有状況及び当該技術者が有する資格等について、県内に本店を有する有資格者から報告を求めることをいう。以下同じ。）に基づき入札書提出期間の前日までに県に登録されているものとする。

(3) 同種業務の実績

業務の難易度・規模に応じて、原則として別表第2により過去10年間の有資格者の受注実績又は常勤の技術者の管理技術者、主任技術者、主任担当者又は担当技術者としての履行実績を求めること。

(注1) 有資格者の実績については、その認定範囲について対象となる測量等業務の技術的特性を勘案して支障がないと認められる場合にはより小規模なものも含めるなど、弾力的な入札参加条件の設定とするよう留意すること。

(注2) 共同企業体の構成員としての実績については、原則として出資割合が20パーセント以上の構成員としてのものに限るが、その代表者以外の構成員に係る入札参加条件の設定については、当該共同企業体の代表者に係る入札参加条件より緩やかなものとするすることができる。

(4) 配置技術者等要件

ア 業務の難易度・規模に応じて、原則として別表第2により配置予定技術者の特定資格及び過去10年間の同種業務の履行実績を求めること。

イ 県内向け制限付一般競争入札の場合の配置予定技術者及び担当技術者については、技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、県内の事業所等の常勤の技術者を求めること。

(5) 県外に本店を有する有資格者の条件

第2号にかかわらず、技術者の保有要件は別表第5に掲げるとおりとする。

また、委託対象設計金額が1億円未満の業務（特殊な業務（模型実験、特殊で高度な解析業務、法に基づく環境影響評価等）を除く）の場合は、原則として県内に営業所等（納期限が到来している直前の事業年度において法人県民税、法人事業税の未納税額がない営業所等に限る。）を有することを設けること。

(6) 単独・共同企業体の別

特に難易度の高い業務等において県内に本店を有する有資格者との共同企業体での発注が可能なものについては、共同企業体を追加又は設定することができる。

3 発注機関は、必要があると認めるときは、前項の規定により設けた入札参加条件以外の入札参加条件を付すことができる。この場合において、発注機関は、いたずらに厳しい入札参加条件を設けることにより入札者を限定し過ぎることのないよう、真に必要な入札参加条件に限り設けなければならない。

4 発注機関は、前各項の規定に基づき当該制限付一般競争入札における入札参加条件を設けようとするときは、当該入札参加条件の案を作成して委員会に付議し、その承認を得て決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 20 年 10 月 21 日から施行し、同年 10 月 21 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 7 月 4 日から施行し、同年 7 月 10 日以後に調達公告を行い、8 月 1 日以後に開札を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 6 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 8 月 10 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別表第1（第5条関係）

測量業務の難易度

分野	項目	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
		<ul style="list-style-type: none"> ・基準点測量 ・水準測量 ・路線測量 ・河川測量等 		<ul style="list-style-type: none"> ・航空図化 ・電子地図作成等

土木関係建設コンサルタント業務の難易度

分野	項目	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
共 通	一般構造物設計	・標準設計を使用し構造計算を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・門型ラーメン・箱型函渠、擁壁・補強土、法枠工等設計 ・構造物基礎設計 ・仮設構造物設計 	
	環境影響評価			・環境影響評価
	環境調査	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な河川水辺環境調査 ・軽易な自然環境調査、景観調査等 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水辺環境調査 ・道路環境調査（大気質、騒音及び振動） ・自然環境調査、景観調査等 ・軽易な港湾・漁港等環境調査 ・単体の生物調査（オオサンショウウオ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な河川水辺環境調査で高度なもの ・総合的な砂防環境調査かつ高度なもの
	施工計画及び施工設備		・簡易な施工計画及び施工設備や仮設計画	・現場制約が強く特殊な工法や仮設計画が必要なもの
河川分野	河川調査・計画	・軽易な河川調査	<ul style="list-style-type: none"> ・水文統計解析 ・洪水流出計算（合理式法など簡便法） ・水位計算（平均流速公式使用） ・洪水痕跡調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・水文統計解析、洪水流出計算及び水位計算のうち高度なもの ・内水調査及び内水解析 ・河口調査（波浪、漂砂、砂州、フラッシュ等） ・氾濫水理解析及び浸水想定区域図作成
	築堤護岸設計	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な護岸設計 ・災害復旧護岸設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工法の検討や構造計算を伴う護岸設計 ・環境護岸又は多自然型護岸設計 	
	河川構造物設計		<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・樋管設計 ・床止工設計 ・堰・水門設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・樋管設計のうち断面積50㎡以上となるもの ・堰・水門設計のうち延長50m以上のもの ・排水機場の予備・詳細設計
海岸分野	海岸調査・計画		・汀線調査	・海岸調査（波浪、海浜流、漂砂等）及び海岸計画
	海岸構造物設計		<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な護岸設計 ・災害復旧護岸設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模又は水理解析を伴う護岸設計が必要なもの ・傾斜堤、突堤及び潜堤 ・人工リーフ、消波堤等の予備・詳細設計

道路分野	交通現況及び道路網調査		・交通量調査	・交通量推計調査及び道路網調査
	道路設計 農道設計 林道設計	・一般的な道路設計 ・災害復旧道路設計	・基礎工法の検討や構造計算を伴う道路設計 ・高規格(地域高規格)道路の詳細設計 ・道路休憩施設設計 ・共同溝・電線共同溝の予備・詳細設計	・高規格(地域高規格)道路の概略・予備設計 ・立体交差点設計
	道路構造物設計		・門型ラーメン、箱型函渠、擁壁、補強土、法枠工、落石防護柵等の設計	・現場制約が強く、特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	道路施設等点検		・道路法施行規則に規定する点検	
	地下構造物設計		・地下横断歩道予備・詳細設計	
	トンネル設計		・トンネル付属物設計(照明等簡易なものに限る)	・トンネル及びトンネル設備の予備・詳細設計
	橋梁設計	・支間5m以下で幅員2.5m未満の橋梁設計	・一般的な橋梁予備・詳細設計 ・橋梁拡幅設計及び補強設計	・橋長150m以上又は1径間50m以上の橋梁予備・詳細設計 ・特殊な橋梁の予備・詳細設計
砂防、治山及び地すべり対策分野	砂防調査・計画及び施設設計	・軽易な砂防調査、一般的な流路工設計及び災害復旧流路工設計	・土砂災害防止基礎調査 ・構造計算を伴う溪流保全工設計 ・砂防堰堤、土石流対策工及び山腹工の予備・詳細設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査及び計画 ・高さが15m以上の砂防堰堤の予備・詳細設計 ・砂防施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	急傾斜地対策調査・計画及び施設設計		・急傾斜地対策調査、急傾斜地対策施設計画及び設計	・急傾斜地対策施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	雪崩対策調査及び設計		・雪崩調査、雪崩防止施設計画及び設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査、計画及び設計
	治山調査・計画及び施設設計	・軽易な治山調査、一般的な流路工設計及び災害復旧流路工設計	・山地災害危険地区基礎調査 ・広域的及び局部的治山調査 ・構造計算を伴う流路工設計 ・山腹工及び治山施設の予備・詳細設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査及び計画 ・高さが15m以上の治山堰堤の予備・詳細設計 ・治山施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	地すべり対策調査、機構解析及び設計			・地すべり対策調査、機構解析及び地すべり防止施設の予備・詳細設計
港湾及び漁港分野	港湾・漁港等環境調査		・軽易な環境調査	・環境影響評価
	港湾・漁港等調査計画			・現況特性把握、利用の将来推計、施設計画及び土地利用計画等
	港湾・漁港等設計		・一般的な施設設計	・港湾・漁港施設の基本設計及び詳細設計

都市計画分野	都市計画		・都市計画に係る基礎調査	・都市計画マスタープラン
	総合交通体系			・都市総合交通体系調査
公園緑地分野	公園緑地設計		・一般的な公園緑地設計	・運動公園又は大規模な建築物 ・電気施設の基本・詳細設計
下水道分野	下水道設計		・管渠基本設計・詳細設計 ・ポンプ場基本設計・詳細設計 ・管渠改築診断・改築計画 ・ポンプ場改築診断・改築計画	・下水道整備計画 ・終末処理場基本・詳細設計 ・終末処理場改築診断・改築計画 ・事業再評価
農業農村整備事業計画分野	農業農村整備事業の事業計画策定		・現況調査、計画諸元の設定及び計画基準の立案 ・経済効果算定 ・環境に配慮した設計	
かんがい排水施設整備（用水路、排水路、パイプライン）分野	かんがい排水施設調査・計画	・簡易な開水路調査	・営農計画、所要水量算定、用水計画、水収支計算、水文統計解析、洪水流出計算、排水計画	
	かんがい排水施設構造物設計	・一般的な開水路設計	・樋門・樋管設計 ・堰・水管橋・サイフォン・ファームポント設計 ・パイプラインの基本・実施設計 ・かんがい排水施設構造物機能診断・保全計画策定	・樋門・樋管設計のうち断面積 50 m ² 以上となるもの ・堰・水管橋・サイフォン設計のうち延長 50m以上のももの ・水路トンネル、揚・排水機場の基本・実施設計
ため池整備分野	ため池調査・計画		・水文統計解析、洪水流出計算、ため池整備工法の決定、用水計画、排水計画	・堤高 15m以上となるもの
	ため池設計		・ため池設計 ・ため池耐震調査	
ほ場整備分野	ほ場整備設計		・ほ場整備の実施設設計	
	暗渠排水設計	・暗渠排水の設計		

※各種構造物の補修設計を行う場合は、各種構造物の詳細設計等に準じた取扱いとする。

地質調査業務の難易度

分野	項目	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
地質土質調査分野	総合解析		・軟弱地盤技術解析 ・ダム、トンネル等の調査のための総合解析	・総合解析のうち高度なもの ・地すべり調査のための地下水位及び歪計等の継続調査・解析
	弾性波探査		・一般的な弾性波探査	・ダム、トンネル等の調査のための弾性波探査
上記以外		・機械ボーリング		

補償関係コンサルタント業務の難易度

部門	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
土地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の内容に関する調査並びに土地境界確認等 ・用地測量 		
土地評価	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に関する補償金算定 		
物件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般物件等に関する調査及び補償金算定業務 		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊物件等に関する調査及び補償金算定業務
機械工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・機械工作物に関する調査及び補償金算定業務 		
営業補償・特殊補償	<ul style="list-style-type: none"> ・営業補償に関する調査及び補償金算定業務 		<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
事業損失	<ul style="list-style-type: none"> ・事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務 		
補償関連等			<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務 ・事業認定申請図書等の作成業務
総合補償			<ul style="list-style-type: none"> ・補償に関する相談業務 ・関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 ・公共用地交渉業務

別表第2（第5条関係）

建設コンサルタント登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、同種業務実績及び配置技術者要件を設定する業務

1 発注業種別の応募条件

(1) 測量業務

業務の 難易度・規模	公告事項	入札参加者の条件			低価格落札者の条件	
		会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
		建設コンサルタン ト登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務			○	○※2)	△※1)	○
委託対象設計金額が 2千万円以上			○	○※2)	△※1)	○
委託対象設計金額が 8百万円以上2千万 円未満			—	○※2)	—	○
委託対象設計金額が 5百万円以上8百万 円未満			—	○※2)	—	○

※1) 特に難易度が高く、かつ委託対象設計金額が2千万円以上の場合に条件とすること。

※2) 共通仕様書に定める資格を定めること。

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

業務の 難易度・規模	公告事項	入札参加者の条件			低価格落札者の条件	
		会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
		建設コンサルタン ト登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務		○	○	○	△※2)	○
委託対象設計金額が 2千万円以上		△※1)	○	○	△※2)、△※3)	○
委託対象設計金額が 1千万円以上2千万 円未満		△※1)	△※3)	△※1)	△※3)	○
委託対象設計金額が 8百万円以上1千万 円未満		—	△※3)	△※1)	△※3)	○
委託対象設計金額が 5百万円以上8百万 円未満		—	—	—	—	○

注1) 建設コンサルタント登録部門及び配置技術者の特定資格は、別表第3（土木関係建設コンサルタント業務に該当する登録部門）による。

注2) 注1) の建設コンサルタント登録部門（業務に該当する登録部門）を設定しない場合は、「建設コンサルタント登録業者であること」を条件とすること（A級の必須要件）。

注3) 地質調査業務との複合業務の場合は、上記表による条件とは別に、地質調査業務にも条件を設けることとし、(3) 地質調査業務の表の左欄に掲げる業務の難易度・規模（地質調査業務に係る委託対象設計金額相当額）に応じ、同表の入札参加者の条件（会社要件、配置技術者要件）の欄に掲げる条件を追加すること。

※1) 樋門・樋管設計、堰・水門設計、道路法施行規則に規定する点検、地下構造物設計、橋梁設計、農業農村整備事業の事業計画策定、水管橋・サイフォン・ファームポンド設計、パイプライン基本・実施設計、かんがい排水施設構造物機能診断・保全計画策定、ため池設計、ほ場整備設計等の場合に条件とすること。その他、難易度の高い業務の場合は、業務内容、緊急性等を勘案したうえで条件とすることができる。

※2) 原則として、特に難易度が高く、かつ委託対象設計金額が2千万円以上の場合に条件とすること。

※3) 道路法施行規則に規定する点検のうちトンネルの場合に条件とすること。

(3) 地質調査業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	地質調査業者登録 等	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が 2千万円以上	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が 1千万円以上2千万 円未満	○	—	○	—	○
委託対象設計金額が 8百万円以上1千万 円未満	—	—	○	—	○
委託対象設計金額が 5百万円以上8百万 円未満	—	—	—	—	○

注1) 配置技術者の特定資格は、次のいずれかであること。

- ①技術士（総合技術監理部門（土質及び基礎又は地質）又は建設部門（土質及び基礎）又は応用理学部門（地質））
- ②シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）（土質及び基礎又は地質）
- ③地質調査技士

注2) 照査費用が計上されている業務（弾性波探査、軟弱地盤解析等）のみ照査技術者の配置を求めること。

注3) 共通仕様書において照査技術者に地質調査技士を認めていないため、配置を認める場合は特記仕様書に記載すること。

※1) 特に難易度が高く、かつ委託対象設計金額が2千万円以上の場合に条件とすること。

(4) 補償関係コンサルタント業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	補償コンサルタン ト登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が 2千万円以上	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が 1千万円以上2千万 円未満	○	—	○	—	○
委託対象設計金額が 8百万円以上1千万 円未満	—	—	○	—	○
委託対象設計金額が 5百万円以上8百万 円未満	—	—	○	—	○

注1) 補償コンサルタント登録部門は、別表第3（補償関係コンサルタント業務に該当する登録部門）による。

注2) 配置技術者の特定資格は、用地調査等共通仕様書の定め（補償業務管理者又は補償業務管理士のいずれか）による。

※1) 特に難易度が高く、かつ委託対象設計金額が2千万円以上の場合に条件とすること。

別表第3 (第5条関係)

土木関係建設コンサルタント業務に該当する登録部門

分野	項目	建設コンサルタント登録		技術士		RCCM
		登録部門	技術部門	選択科目	登録部門	
共通	・一般構造物設計	鋼構造及びコンクリート部門	総合技術監理又は建設	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート部門	
	・環境影響評価	建設環境部門かつ該当分野に対応する部門	〃	建設環境かつ該当分野に対応する選択科目	建設環境部門かつ該当分野に対応する部門	
	・環境調査	建設環境部門又は該当分野に対応する部門	〃	建設環境又は該当分野に対応する選択科目	建設環境部門又は該当分野に対応する部門	
	・上記のうち単体の生物調査 (オオサンショウウオ等)	建設環境部門	〃	建設環境	建設環境部門	
	・施工計画及び施工設備	施工計画、施工設備及び積算部門	〃	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及び積算部門	
河川分野	・河川調査・計画 ・築堤護岸設計	河川、砂防及び海岸・海洋部門	〃	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋部門	
	・河川構造物設計	河川、砂防及び海岸・海洋部門又は鋼構造及びコンクリート部門	〃	河川、砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート	河川、砂防及び海岸・海洋部門又は鋼構造及びコンクリート部門	
海岸分野	・海岸調査・計画	河川、砂防及び海岸・海洋部門	〃	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋部門	
	・海岸構造物設計	河川、砂防及び海岸・海洋部門又は鋼構造及びコンクリート部門	〃	河川、砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート	河川、砂防及び海岸・海洋部門又は鋼構造及びコンクリート部門	
道路分野	・道路網調査 ・道路設計	道路部門	〃	道路	道路部門	
	・農道設計	道路部門又は農業土木部門	総合技術監理、建設又は農業	道路又は農業農村工学 (農業土木も可。以下同じ。)	道路部門又は農業土木部門	
	・トンネル設計	トンネル部門	総合技術監理又は建設	トンネル	トンネル部門	
	・上記のうちトンネル付属物設計	道路部門又はトンネル部門	〃	道路又はトンネル	道路部門又はトンネル部門	
	・道路施設等点検 (トンネルを除く)	鋼構造及びコンクリート部門	〃	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート部門	
	・上記のうちトンネルの場合	トンネル部門又は鋼構造及びコンクリート部門	〃	トンネル	トンネル部門	
	・道路構造物設計 ・地下構造物設計 ・橋梁設計	道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門	〃	道路又は鋼構造及びコンクリート	道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門	
砂防、治山及び地すべり対策分野	・砂防調査・計画 ・砂防施設設計 ・急傾斜地対策調査・計画 ・急傾斜地崩壊防止施設設計 ・雪崩対策調査及び設計	河川、砂防及び海岸・海洋部門	〃	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋部門	
	・治山調査・計画 ・治山施設設計	河川、砂防及び海岸・海洋部門又は森林土木部門	総合技術監理、建設又は森林	河川、砂防及び海岸・海洋又は森林土木	河川、砂防及び海岸・海洋部門又は森林土木部門	
	・地すべり対策調査、機構解析及び設計	土質及び基礎部門又は地質部門	総合技術監理、建設又は応用理学	土質及び基礎又は地質	土質及び基礎部門又は地質部門	

港湾及び漁港分野	・港湾等環境調査 ・港湾等調査計画 ・港湾等設計	港湾及び空港部門	総合技術監理又は建設	港湾及び空港	港湾及び空港部門
	・漁港等環境調査 ・漁港等調査計画 ・漁港等設計	港湾及び空港部門又は水産部門	総合技術監理、建設又は水産	港湾及び空港又は水産土木	港湾及び空港部門又は水産土木部門
都市計画分野	・都市計画	都市計画及び地方計画部門	〃	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画部門
	・総合交通体系	道路部門	〃	道路	道路部門
公園緑地分野	・公園緑地設計	造園部門	〃	都市計画及び地方計画	造園部門
下水道分野	・下水道設計	下水道部門又は農業土木部門	総合技術監理、上下水道又は農業	下水道又は農業農村工学	下水道部門又は農業土木部門

注1) 上表のうち、既設コンクリート構造物の診断、調査、補修設計等に該当する場合は、「コンクリート診断士」を追加すること。

注2) 各種構造物設計において特に難易度の高い業務の場合は、建設コンサルタント登録部門、技術士の選択科目及びRCCMの登録部門を「鋼構造及びコンクリート」に限定することができる。

農業農村整備事業等に該当する登録部門

分野	項目	建設コンサルタント登録	技術士		RCCM	
		登録部門	技術部門	選択科目	登録部門	RCCMに準ずる資格
農業農村整備事業計画分野	・農業農村整備事業の事業計画策定	農業土木部門	総合技術監理又は農業部門	農業農村工学	農業土木部門	農業土木技術管理士
かんがい排水施設整備(用水路、排水路、パイプライン)分野	・かんがい排水施設調査・計画	農業土木部門	総合技術監理又は農業部門	農業農村工学	農業土木部門	農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士
	・かんがい排水施設構造物設計(注4)	農業土木部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門又は鋼構造及びコンクリート部門	総合技術監理、農業又は建設部門	農業農村工学、河川、砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート	農業土木部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門又は鋼構造及びコンクリート部門	農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士
	・上記のうち特に難易度高い場合	農業土木部門又は鋼構造及びコンクリート部門	総合技術監理又は建設部門	農業農村工学又は鋼構造及びコンクリート	農業土木部門又は鋼構造及びコンクリート部門	農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士
ため池整備分野	・ため池調査・計画	農業土木部門	総合技術監理又は農業部門	農業農村工学	農業土木部門	農業土木技術管理士
	・ため池設計	農業土木部門又は河川、砂防及び海岸・海洋部門	総合技術監理、農業又は建設部門	農業農村工学又は河川、砂防及び海岸・海洋	農業土木部門又は河川、砂防及び海岸・海洋部門	農業土木技術管理士
道路分野	・林道設計	道路部門又は森林土木部門	総合技術監理、建設又は森林部門	道路又は森林土木	道路部門又は森林土木部門	
ほ場整備分野	・ほ場整備設計 ・暗渠排水設計	農業土木部門	総合技術監理又は農業部門	農業農村工学	農業土木部門	農業土木技術管理士

注1) RCCMに準ずる資格は、RCCM資格に含める。

注2) RCCMに準ずる資格としての畑地かんがい技士は、かんがい排水施設整備分野で畑地かんがい施設に関する業務の場合に限る。

注3) 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表の右欄の条件を満たすこと。

資格技術者	条 件
農業土木技術管理士	一般社団法人土地改良測量設計技術者農業土木技術管理士資格試験に合格し、その登録を受けていること。
畑地かんがい技士	一般社団法人畑地農業振興会の行う畑地かんがい技士養成講習終了者として認定を受け、その登録を受けていること。

注4) かんがい排水施設構造物設計の内、ファームポンド設計及びパイプラインの基本・実施設計については、建設コンサルタント登録の登録部門は農業土木部門、技術士の選択科目は農業土木、RCCMの登録部門及びRCCMに準じる資格は農業土木部門及び農業土木技術管理士、畑地かんがい技士とする。

注5) 技術士（選択科目：農業農村工学）、RCCM（登録部門：農業土木部門）、農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士のいずれかの技術者を2名以上保有する者にあつては、農業土木部門の建設コンサルタント登録を有する者と同等の扱いとする。

地質調査業務に該当する登録部門

分野	項目	建設コンサルタント登録	技術士		RCCM
		登録部門	技術部門	選択科目	登録部門
地質土質分野	・総合解析 ・弾性波探査	土質及び基礎部門又は地質部門	総合技術監理、建設又は応用理学	土質及び基礎又は地質	土質及び基礎部門又は地質部門

注1) 発注業種は地質調査業務とする。

補償関係コンサルタント業務に該当する登録部門

業務内容	補償コンサルタント登録
	登録部門
・土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務 ・用地測量業務	土地調査部門
・土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務 ・残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務	土地評価部門
・木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務 ・木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務	物件部門
・機械工作物に関する調査及び補償金算定業務	機械工作物部門
・営業補償に関する調査及び補償金算定業務 ・漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務	営業補償・特殊補償部門
・事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務	事業損失部門
・意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務 ・補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務 ・事業認定申請図書等の作成業務	補償関連部門
・公共用地取得に関する工程管理業務 ・補償に関する相談業務 ・関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 ・公共用地交渉業務	総合補償部門

別表第4（第5条関係）

県内に本店を有する有資格者の場合

(1) 建築関係建設コンサルタント業務以外の測量等業務に係るもの

業種	規模		委託対象設計金額が 500万円以上 800万円未満	委託対象設計金額が800万円以上 1千万円未満	委託対象設計金額 が1千万円以上 2千万円未満	委託対象設計金額 が2千万円以上
	難易度					
測量 業務	特に高い		A級の要件を満たす者であること。			
	通常		測量士3名以上を 保有する者である こと。	A級の要件を満たす者であること。		
土木 関係 建設 コンサル タント 業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。			
	高い		A級の要件を満たす者であること。		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を15名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。
	通常		技術士又はRCCMを 合計2名以上、かつ、 全技術者を10名以上 保有する者であること。	A級の要件を満たす者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を15名以上保有する者であること。	
地質 調査 業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。			
	高い		A級の要件を満たす者であること。		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を15名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。
	通常		技術士又はRCCMを 合計2名以上、かつ、 地質調査技士を1名 以上及び全技術者を 10名以上保有する者 であること。	A級の要件を満たす者であること。	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を15名以上保有する者であること。	
補償 関係 コンサル タント 業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、用地調査等業務共通仕様書（平成31年3月18日付第201800342486号県土整備部長通知）（以下共通仕様書という。）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。			
	通常	土地調査業務以外	A級の要件を満たし、かつ、共通仕様書に規定する用地測量を含む場合			
		土地調査業務	A級の要件を満たし、かつ、共通仕様書の規定を満たす技術者が配置可能及び測量士を3名以上保有する者であること。	A級の要件を満たし、かつ、共通仕様書の規定を満たす技術者が配置可能及び測量士を4名以上保有する者であること。		

注1) 保有する有資格者及び技術者は、県内の本店又は支店に常勤する者を対象とする。

注2) 全技術者とは、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している技術者(1年以上の実務経験を有する者をいい、測量士の資格を有する者は実務経験が1年未満の場合も含む。)の総数をいう。

注3) 難易度の通常、高い、又は特に高いとは、別表第1に掲げる業務をいう。

注4) 技術士又はRCCMの合計人数は、重複を含まない。

注5) 共通仕様書に規定する用地測量は、境界確認、境界測量、面積計算、用地実測図等の作成等をいう。

注6) A級業者は、業種ごとに次に定める要件を具備するものとし、B級業者はA級業者以外のものとする。

業 務	A級の要件
測量業務	次の要件を満たす者 測量士を4名以上保有していること。
土木関係建設コンサルタント業務	次の要件をすべて満たす者 ①技術士又はRCCMを3名以上保有していること。 ②技術士を1名以上保有していること。 ③建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する建設コンサルタント登録簿に、いずれかの登録部門において登録されていること。 ④全技術者を10名以上保有していること。
地質調査業務	次の要件をすべて満たす者 ①技術士又はRCCM（地質、土質及び基礎部門に限る。）を2名以上保有していること。 ②地質調査技士を2名以上保有していること。 ③全技術者を10名以上保有していること。
補償関係コンサルタント業務	次の要件を満たす者 補償業務管理者又は補償業務管理士を2名以上保有していること。

注7) 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすこと。

資 格	条 件
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。ただし、次に掲げる技術部門及び選択科目に限るとともに、過去3年間（調達公告日の3年前の属する年度の4月1日から入札書提出期間の前日までの間をいう。以下同じ。）に完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。 ・建設部門（選択科目：①土質及び基礎、②鋼構造及びコンクリート、③都市及び地方計画、④河川、砂防及び海岸・海洋、⑤港湾及び空港、⑥電力土木、⑦道路、⑧トンネル、⑨施工計画、施工設備及び積算、⑩建設環境） ・上下水道部門（選択科目：①上水道及び工業用水道、②下水道） ・農業部門（選択科目：①農業農村工学） ・森林部門（選択科目：①森林土木） ・水産部門（選択科目：①水産土木） ・応用理学部門（選択科目：①地質） ・総合技術監理部門（選択科目：①土質及び基礎、②鋼構造及びコンクリート、③都市及び地方計画、④河川、砂防及び海岸・海洋、⑤港湾及び空港、⑥電力土木、⑦道路、⑧トンネル、⑨施工計画、施工設備及び積算、⑩建設環境、⑪上水道及び工業用水道、⑫下水道、⑬農業農村工学、⑭森林土木、⑮水産土木、⑯地質）
シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、その登録を受けていること。ただし、次に掲げる専門技術部門に限るとともに、過去3年間に完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。 ①河川、砂防及び海岸・海洋部門、②港湾及び空港部門、③電力土木部門、④道路部門、⑤上水道及び工業用水道部門、⑥下水道部門、⑦農業土木部門、⑧森林土木部門、⑨造園部門、⑩都市計画及び地方計画部門、⑪地質部門、⑫土質及び基礎部門、⑬鋼構造及びコンクリート部門、⑭トンネル部門、⑮施工計画、施工設備及び積算部門、⑯建設環境部門、⑰水産土木部門
地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験に合格し、その登録を受けていること。
コンクリート診	公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート診断士試験に合格し、

断士	その登録を受けていること。
補償業務管理者	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第3条第1項に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者であること。
補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修を受け、及びその検定資格を有し、かつ、その登録を受けていること。

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

業種	規模		委託設計対象金額が	
	難易度		500万円以上900万円未満	900万円以上
建築設計業務	特に高い	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 別途条件を付す		
	高い	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 一級建築士を4名以上有する者であること。(Aランク)		
	通常	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 一級建築士又は二級建築士を合計3名以上かつ一級建築士を2名又は3名保有する者であること。(Bランク)	② 一級建築士を4名以上保有する者であること。(Aランク)	
設備設計業務	——		① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 別途条件を付す	
建築監理業務	——		① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 一級建築士及び二級建築士の数が、当該業務の対象となる工事の建築設計業務に係る委託対象設計金額及び難易度(以下「設計委託額等」という。)に応じて建築設計業務について定める数以上いること。ただし、建築監理業務が相対的に容易であることが明らかな場合には、当業務に係る設計委託額等に応じた業務ランクの一つ下位の業務ランクの建築設計業務について定める数以上いれば足りるものとするができる。	

注1) 保有する有資格者は、県内の本店又は支店に常勤する者を対象とする。

注2) 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすこと。

資格技術者	条件
一級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)第12条、13条及び第15条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)第12条、13条及び第15条の規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
建築設備士	建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有し、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の19の規定に基づく登録を受けていること。

(3) 技術者の取扱い

ア 測量業務

照査技術者は、主任技術者又は現場代理人と兼務することができない。

主任技術者は、現場代理人と兼務することができる。

イ 土木関係建設コンサルタント業務

照査技術者は、管理技術者と兼務することができない。

ウ 地質調査業務

照査技術者は、管理技術者又は現場代理人と兼務することができない。

管理技術者は、現場代理人と兼務することができる。

エ 補償関係コンサルタント業務

照査技術者は、主任担当者と兼務することができない。

オ 複数の業種にわたる業務を一括して発注した場合

照査技術者は、それぞれの業種に必要な資格要件を満たせば各業種を兼務することができる。

管理技術者、現場代理人、主任技術者及び主任担当者は、それぞれの業種に必要な資格要件を満たせば各業種を兼務することができるが、照査技術者（他業種を含む）を兼務することはできない。

別表第5（第5条関係）

県外に本店を有する有資格者の場合

業 種	規模 難易度	委託対象設計金額が 500 万円以上
測量業務	特に高い	測量士を 30 名以上保有する者であること。
土木関係建設コンサルタント業務		業務に該当する技術部門の技術士を 30 名以上、若しくは業務に該当する選択科目の技術士を 15 名以上保有する者であること。
地質調査業務		総合技術監理部門（土質及び基礎又は地質）又は建設部門（土質及び基礎）若しくは応用理学部門（地質）の技術士を 15 名以上保有する者であること。
補償関係コンサルタント業務		補償業務管理士を 20 名以上保有する者であること。